

尊厳死に関する検討PT [第9回]

議 事 次 第

平成26年6月17日(火)
17時 党本部704号室

一、開会・進行 あべ俊子 事務局長

二、挨拶 山口俊一 座長

三、議 事

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）
について

— 質 疑 応 答 —

四、閉 会

関係省庁 出席者

衆議院法制局	第5部	笠井 真一	部長
	〃	石原 隆史	第2課長
厚生労働省	医政局	佐々木 昌弘	指導課在宅医療推進室長
	〃	後藤 友美	〃 在宅看護専門官
法 務 省	刑事局	久田 誠	刑事法制企画官
	民事局	木村 太郎	局付
	〃	立川 英樹	〃
	刑事局	高井 良浩	〃
警 察 庁	刑事局	水庭 誠一郎	刑事企画課理事官
	〃	田中 真樹	捜査第一課長補佐
	〃	滝口 英二	〃

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）のポイント

趣旨

終末期の延命措置の不開始又は中止についての免責が法律上明確に担保されず、患者本人が望まない延命治療を実施のおそれ

➔ 免責を法律上明確に規定し、終末期における患者の意思を尊重

基本的理念

- ・ 終末期医療における延命措置に関する患者の意思を十分に尊重
- ・ 終末期医療は、医療の担い手と患者・家族との信頼関係に基づき行う。
- ・ 終末期医療に関する患者の意思決定は、任意でなければならない。
- ・ 終末期にある患者の個人としての尊厳を尊重

本法案のスキーム

意思表示を全ての者に求めるものではない。

【要件1】患者の意思表示

患者が延命措置の不開始[第1案]又は中止及び不開始（中止等）[第2案]を希望する旨の意思を書面等の方法により表示。

- ・ 満15歳以上に限る。
- ・ いつでも撤回可能。



【要件2】終末期判定

2人以上の医師による医学的知見に基づく判断の一致が必要。

（口腔がん等の場合は、2人以上の医師又は1人以上の医師及び1人以上の歯科医師）

終末期：患者が、行い得る全ての適切な医療上の措置を受けた場合であっても、

- ① 回復の可能性がなく、かつ、
- ② 死期が間近である。



【効果】

民事上・刑事上・行政上の免責

終末期の延命措置の

- 不開始のみ [第1案]
- 中止及び不開始 [第2案]
- (中止等)

を免責。

※生命維持装置を付けていても①又は②に当たらなければ、終末期に該当しない。

適用上の注意

- ・ 生命維持措置を必要とする障害者等の尊厳を害することのないように留意。
- ・ この法律の規定によらない延命措置の不開始又は中止を禁止するものではない。

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）

（趣旨）

第一条 この法律は、終末期に係る判定、患者の意思に基づく延命措置の不開始及びこれに係る免責等に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本的理念）

第二条 終末期の医療は、延命措置を行うか否かに関する患者の意思を十分に尊重し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と患者及びその家族との信頼関係に基づいて行われなければならない。

- 2 終末期の医療に関する患者の意思決定は、任意にされたものでなければならない。
- 3 終末期にある全ての患者は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、終末期の医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（医師及び歯科医師の責務）

第四条 医師及び歯科医師は、延命措置の不開始をするに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、終末期にある患者又はその家族に対し、当該延命措置の不開始の方法、当該延命措置の不開始により生ずる事態等について必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

（定義）

第五条 この法律において「終末期」とは、患者が、傷病について行い得る全ての適切な医療上の措置（栄養補給の処置その他の生命を維持するための措置を含む。以下同じ。）を受けた場合であっても、回復の可能性がなく、かつ、死期が間近であると判定された状態にある期間をいう。

- 2 この法律において「延命措置」とは、終末期にある患者の傷病の治癒又は疼痛等の緩和ではなく、単に当該患者の生存期間の延長を目的とする医療上の措置をいう。
- 3 この法律において「延命措置の不開始」とは、終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、

当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

(終末期に係る判定)

第六条 前条第一項の判定（以下「終末期に係る判定」という。）は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（終末期に係る傷病が口腔がんその他の厚生労働省令で定める傷病である場合にあっては、二人以上の医師又は一人以上の医師及び一人以上の歯科医師）の一般に認められている医学的知見（歯科医師にあっては、歯科医学的知見）に基づき行う判断の一致によって、行われるものとする。

(延命措置の不開始)

第七条 医師（終末期に係る傷病が口腔がんその他の厚生労働省令で定める傷病である場合にあっては、医師又は歯科医師）は、患者が延命措置の不開始を希望する旨の意思を書面その他の厚生労働省令で定める方法により表示している場合（当該表示が満十五歳に達した日後にされた場合に限る。）であり、かつ、当該患者が終末期に係る判定を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、延命措置の不開始をすることができる。

(延命措置の不開始を希望する旨の意思の表示の撤回)

第八条 延命措置の不開始を希望する旨の意思の表示は、いつでも、撤回することができる。

(免責)

第九条 第七条の規定による延命措置の不開始については、民事上、刑事上及び行政上の責任（過料に係るものを含む。）を問われないものとする。

(生命保険契約等における延命措置の不開始に伴い死亡した者の取扱い)

第十条 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等を相手方とする生命保険の契約その他これに類するものとして政令で定める契約における第七条の規定による延命措置の不開始に伴い死亡した者の取扱いについては、その者を自殺者と解してはならない。ただし、当該者の傷病が自殺を図ったことによるものである場合には、この限りでない。

(終末期の医療に関する啓発等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて終末期の医療に対する理解を深めることができるよう、延命措置の不開始を希望する旨の意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、終末期の医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(適用上の注意等)

第十三条 この法律の適用に当たっては、生命を維持するための措置を必要とする障害者等の尊厳を害することのないように留意しなければならない。

- 2 この法律の規定は、この法律の規定によらないで延命措置の不開始をすること及び終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止することを禁止するものではない。

附 則

- 1 この法律は、〇〇から施行する。
- 2 第六条、第七条、第九条及び第十条の規定は、この法律の施行後に終末期に係る判定が行われた場合について適用する。
- 3 終末期の医療における患者の意思を尊重するための制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、終末期にある患者を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

理 由

終末期の医療において患者の意思が尊重されるようにするため、終末期に係る判定、患者の意思に基づく延命措置の不開始及びこれに係る免責等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）

（趣旨）

第一条 この法律は、終末期に係る判定、患者の意思に基づく延命措置の中止等及びこれに係る免責等に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本的理念）

第二条 終末期の医療は、延命措置を行うか否かに関する患者の意思を十分に尊重し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と患者及びその家族との信頼関係に基づいて行われなければならない。

2 終末期の医療に関する患者の意思決定は、任意にされたものでなければならない。

3 終末期にある全ての患者は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、終末期の医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（医師及び歯科医師の責務）

第四条 医師及び歯科医師は、延命措置の中止等をするに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、終末期にある患者又はその家族に対し、当該延命措置の中止等の方法、当該延命措置の中止等により生ずる事態等について必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

（定義）

第五条 この法律において「終末期」とは、患者が、傷病について行い得る全ての適切な医療上の措置（栄養補給の処置その他の生命を維持するための措置を含む。以下同じ。）を受けた場合であっても、回復の可能性がなく、かつ、死期が間近であると判定された状態にある期間をいう。

2 この法律において「延命措置」とは、終末期にある患者の傷病の治癒又は疼痛等の緩和ではなく、単に当該患者の生存期間の延長を目的とする医療上の措置をいう。

3 この法律において「延命措置の中止等」とは、終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること又は終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、当

該患者の診療を担当する医師又は歯科医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

(終末期に係る判定)

第六条 前条第一項の判定（以下「終末期に係る判定」という。）は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（終末期に係る傷病が口腔がんその他の厚生労働省令で定める傷病である場合にあっては、二人以上の医師又は一人以上の医師及び一人以上の歯科医師）の一般に認められている医学的知見（歯科医師にあっては、歯科医学的知見）に基づき行う判断の一致によって、行われるものとする。

(延命措置の中止等)

第七条 医師（終末期に係る傷病が口腔がんその他の厚生労働省令で定める傷病である場合にあっては、医師又は歯科医師）は、患者が延命措置の中止等を希望する旨の意思を書面その他の厚生労働省令で定める方法により表示している場合（当該表示が満十五歳に達した日後にされた場合に限る。）であり、かつ、当該患者が終末期に係る判定を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、延命措置の中止等を行うことができる。

(延命措置の中止等を希望する旨の意思の表示の撤回)

第八条 延命措置の中止等を希望する旨の意思の表示は、いつでも、撤回することができる。

(免責)

第九条 第七条の規定による延命措置の中止等については、民事上、刑事上及び行政上の責任（過料に係るものを含む。）を問われないものとする。

(生命保険契約等における延命措置の中止等に伴い死亡した者の取扱い)

第十条 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等を相手方とする生命保険の契約その他これに類するものとして政令で定める契約における第七条の規定による延命措置の中止等に伴い死亡した者の取扱いについては、その者を自殺者と解してはならない。ただし、当該者の傷病が自殺を図ったことによるものである場合には、この限りでない。

(終末期の医療に関する啓発等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて終末期の医療に対する理解を深めることができるよう、延命措置の中止等を希望する旨の意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、終末期の医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(適用上の注意等)

第十三条 この法律の適用に当たっては、生命を維持するための措置を必要とする障害者等の尊厳を害することのないように留意しなければならない。

2 この法律の規定は、この法律の規定によらないで延命措置の中止等を行うことを禁止するものではない。

附 則

1 この法律は、〇〇から施行する。

2 第六条、第七条、第九条及び第十条の規定は、この法律の施行後に終末期に係る判定が行われた場合について適用する。

3 終末期の医療における患者の意思を尊重するための制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、終末期にある患者を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

理 由

終末期の医療において患者の意思が尊重されるようにするため、終末期に係る判定、患者の意思に基づく延命措置の中止等及びこれに係る免責等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。